

開示請求の方法は？

個人情報開示請求書に住所、氏名、開示を求める個人情報の件名又は内容などを記入して、総務課内の情報公開窓口へ提出してください。

なお、水道課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会および議会が保有する個人情報、それぞれの機関に提出するようになります。

また、開示請求にあたっては、本人であることを確認するため、

運転免許証やパスポート、住民基本台帳カードなど官公庁が発行し

本人の写真が貼付された書類が必要です。これらの書類をお持ちでない人は複数の書類が必要となりますので、総務課・情報公開窓口でお尋ねください。

開示の決定は？

開示請求があった日から原則として10日以内に、個人情報を開示するかどうかを決定し、請求者へその内容をお知らせします。

開示できない個人情報とは？

法令等で公開することができないとされている情報が含まれている場合は、開示することができません。これらの情報にどのようなものがあるかは、総務課・情報公開窓口でお尋ねください。

訂正・削除の決定は？

訂正・削除の請求があった日から原則として30日以内に、個人情報を訂正または削除するかどうかを決定し、請求者へその内容をお知らせします。

利用停止の請求とは？

公文書に記録されている自己の個人情報について、収集の目的の範囲を超えて利用し、または外部に提供していると思われるときに、個人情報の利用の停止、消去または外部提供の停止を求めることをいいます。

ただし、利用停止の請求は、個人情報の開示を受けた後、90日以内に行うこととしています。

利用停止の請求ができる人は？

利用停止の請求をしようとする個人情報の本人であれば、どなたでも請求することができます。

訂正・削除の請求ができる人は？

訂正・削除の請求をしようとする個人情報の本人であれば、どなたでも請求することができます。

訂正・削除の請求方法は？

個人情報訂正・削除請求書に住所、氏名、訂正・削除を求める内容などを記入して総務課内の情報公開窓口へ提出してください。なお、開示請求と同様、他の行政委員会等は、それぞれの機関に提出することとなります。

利用停止の請求方法は？

個人情報利用停止請求書に住所、氏名、利用停止を求める内容などを記入して総務課内の情報公開窓口へ提出してください。なお、開示請求と同様、他の行政委員会等は、それぞれの機関に提出することとなります。

請求から開示までの流れ

